



長野県報

9月28日(月)
令和 8 年
(2026年)
第746号

目 次

規 則

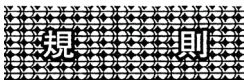
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課)	1
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	2

告 示

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会)	3
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	6
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)	51
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会)	53
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	54
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出(選挙管理委員会)	54

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定(水大気環境課)	55
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(7件)(産業立地・IT振興課)	55
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	62



規 則

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年 9 月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第48号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「別表の2の(1)」を「別表の1」に改め、同項第2号中「別表の2の(2)」を「別表の2」に、「同表の6の(9)」を「同表の6の(3)、(4)、(6)、(7)及び(9)」に、「同表の11、同表の12、同表の14、同表の16、同表の27の2、同表の30の(5)、同表の33の(30)、同表の34」を「同表の8から14まで、同表の16から26まで、同表の26の2の(1)から(6)まで、同表の27」に、「同表の66の(3)、同表の67の(3)」を「同表の66の(1)及び(3)から(5)まで、同表の67の(1)及び(3)から(5)まで」に改め、同項第3号から第20号までを次のように改める。

- (3) 別表の3に掲げる手数料
- (4) 別表の4に掲げる手数料
- (5) 別表の5に掲げる手数料
- (6) 別表の6に掲げる手数料
- (7) 別表の7に掲げる手数料
- (8) 別表の8に掲げる手数料
- (9) 別表の9に掲げる手数料
- (10) 別表の10に掲げる手数料
- (11) 別表の11に掲げる手数料

- (12) 別表の 13 に掲げる手数料
- (13) 別表の 14 に掲げる手数料
- (14) 別表の 15 に掲げる手数料
- (15) 別表の 16 に掲げる手数料
- (16) 別表の 18 に掲げる手数料
- (17) 別表の 19 に掲げる手数料
- (18) 別表の 20 に掲げる手数料
- (19) 別表の 21 に掲げる手数料（入学審査料に限る。）
- (20) 別表の 22 に掲げる手数料
- 第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。
- (21) 別表の 23 に掲げる手数料
- 第 2 条第 3 項第 2 号中「第20号」を「第21号」に改める。
- 別表を次のように改める。
- (別表)（第 2 条関係）
- 1 長野県証明事務手数料徴収条例に基づく手数料
- 2 長野県手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 1 の 2 の 2、同表の 3 の 2、同表の 3 の 4 及び同表の 5 の(2)から(4)までに規定する手数料、同表の 44 に規定する手数料（同44 の備考の 5 の規定により旅費及び運搬経費に相当する額として加えるものに限る。）並びに同表の 62 の(3)から(5)まで、同表の 74 の 2 及び同表の 74 の 3 に規定する手数料を除く。）
- 3 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）に基づく納税証明書の交付手数料
- 4 長野県福祉大学校条例（平成 6 年長野県条例第28号）に基づく入学科及び入学審査料
- 5 技術専門校条例（昭和39年長野県条例第31号）に基づく入校料及び入校審査料
- 6 工科短期大学校条例（平成 6 年長野県条例第36号）に基づく入学審査料
- 7 長野県看護大学条例（平成 6 年長野県条例第40号）に基づく入学科
- 8 長野県須坂看護専門学校条例（昭和39年長野県条例第37号）に基づく入学科及び受験料
- 9 長野県公衆衛生専門学校条例（昭和40年長野県条例第12号）に基づく入学科及び受験料
- 10 長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例（昭和23年長野県条例第76号）に基づく手数料
- 11 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号）に基づく手数料
- 12 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例（昭和58年長野県条例第12号）に基づく手数料
- 13 信州登山案内人条例（平成24年長野県条例第25号）に基づく手数料
- 14 長野県農業大学校条例（昭和50年長野県条例第42号）に基づく受験料
- 15 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例（昭和30年長野県条例第21号）に基づく手数料
- 16 長野県飼料検定手数料徴収条例（昭和51年長野県条例第16号）に基づく手数料
- 17 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和27年長野県条例第97号）に基づく手数料
- 18 長野県林業大学校条例（昭和53年長野県条例第27号）に基づく入学科及び受験料
- 19 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和 4 年長野県条例第33号）に基づく手数料
- 20 屋外広告物条例（平成 5 年長野県条例第23号）に基づく手数料
- 21 長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）に基づく入学科及び入学審査料
- 22 長野県立中学校条例（平成23年長野県条例第17号）に基づく入学審査料
- 23 長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例（昭和25年長野県条例第19号）に基づく受講料
- 24 長野県警察関係許可等手数料徴収条例に基づく手数料（同条例第 9 条第 1 項第 1 号及び第10条第 2 項に規定する手数料を除く。）

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

会 計 課

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年 9 月28日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第20号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

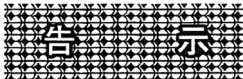
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「一般財団法人地域総合整備財団」を「一般財団法人ふるさと財団」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

人事委員会事務局



長野県北信建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和 8 年10月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 9 月28日

長野県北信建設事務所長 西 山 広 一

- 1 路 線 名 箕作飯山線
- 2 供用を開始する区間
下水内郡栄村大字塚字町尻1178番の 9 地先から
下水内郡栄村大字塚字町尻1285番の 3 地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和 8 年 9 月28日

道路管理課

選告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表します。

令和 8 年 9 月28日

長野県選挙管理委員会委員長 丸 山 昇 一

政党の支部

法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第 1 号)	届出年月日	政党の 名称	備 考
中道改革連合 長野県第 5 区 総支部	福 田 淳 太	下 平 勝 熙	飯田市座光寺 464－ 1	衆議院議員	令和 8 年 1 月22日	中道改 革連合	一以上の市町 村の区域等を 単位として設 けられた支部
中道改革連合 長野県第 3 区 総支部	神 津 健	上 條 研 一	上田市中央西 1－ 7－ 7	衆議院議員	令和 8 年 1 月21日	中道改 革連合	一以上の市町 村の区域等を 単位として設 けられた支部
中道改革連合 長野県第 2 区 総支部	下 條 光 康	百 瀬 秀 則	松本市沢村 2 －13－ 9	衆議院議員	令和 8 年 1 月23日	中道改 革連合	一以上の市町 村の区域等を 単位として設 けられた支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党の名称	備 考
自由民主党長 野県安曇野市 第一支部	寺 沢 功 希	川 上 守 俊	安曇野市豊科5275－ 6	令和 7 年12月25日	自由民主党	一以上の市町 村の区域等を 単位として設 けられた支部